

## 山梨県パークアンドライド等公共交通活性化事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、パークアンドライド事業の実施を通じて交通渋滞の緩和と公共交通の活性化を図り、地域住民の福祉を確保するために、イオンモール(株)がイオンモール甲府昭和にて実施するパークアンドライドの実証運行に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号)に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業は、パークアンドライドの実証実験のうち、バス運行に係る経費とする。

### (補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内において、次式により算出された額とイオンモール(株)が山梨交通(株)に対して補填した額の、いずれか小さい額の1/2に相当する額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(運行費用(片道キロ×運行便数×キロ単価)

－運行収入(パークアンドライド事業のため増発した朝便の乗車人数×2×運賃))

### (補助対象事業者)

第4条 補助対象事業者は、イオンモール(株)とする。

### (補助金の交付の申請)

第5条 補助対象事業者は、第1号様式による交付申請書を知事が別に定める日までに知事あて提出するものとする。

2 補助対象事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

### (補助金の交付の決定)

第6条 知事は、前条の規定により提出された申請書を審査の上、これを正当と認めるときは、

補助金の交付の決定を行い、補助対象事業者にその旨を通知する。

- 2 知事は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、当該補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。
- 3 知事は、第5条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。
- 4 知事は、第5条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

#### (交付決定の変更等の申請)

- 第7条 補助対象事業者は、運行計画の変更により補助事業の内容を変更しようとするときは、第2号様式による変更(中止・廃止)承認申請書を知事に提出し、その承認を得なければならない。ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。
- 2 補助対象事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、変更(中止・廃止)承認申請書を知事に提出し、その承認を得なければならない。
  - 3 補助対象事業者は、補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

#### (交付決定の変更等及び通知)

- 第8条 知事は前条に基づく交付決定変更申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定の変更を行い、補助対象事業者にその旨を通知する。

#### (補助金の交付方法)

- 第9条 補助金は精算払いとする。

#### (補助金の実績報告)

- 第10条 補助対象事業者は、補助事業が完了したときは、事業完了の日から起算して1月を経過した日、又は、交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに第3号様式による実績報告書を知事あて提出するものとする。
- 2 補助対象事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

#### (補助金の額の確定)

- 第11条 知事は、前条の規定により提出された実績報告書を審査の上、これを正当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助対象事業者にその旨を通知する。

(補助金の交付の取り消し及び返還)

第12条 知事は、補助対象事業者が本交付要綱等の規定に違反したときは、補助対象事業者に対し、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(帳簿の保管義務)

第13条 補助対象事業者は、補助対象事業に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助対象事業完了後5年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、平成25年1月17日から施行し、平成24年4月2日から適用する。